

令和4年度 鹿児島地方最低賃金審議会  
第2回 鹿児島県自動車（新車）小売業  
最低賃金専門部会議事録

開催日時	令和4年10月17日（月）9時55分～11時40分	
開催場所	鹿児島合同庁舎 第2会議室	
出席者	公益代表委員（3名）	川口俊一 志賀玲子 松枝千鶴（敬称略）
	労働者代表委員（2名）	加治屋忍 白石裕治（敬称略）
	使用者代表委員（2名）	小原秀治 森山麗子（敬称略）
	事務局（3名）	中村労働基準部長 勝田賃金室長 松下賃金室長補佐
議題	1 令和4年度鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正審議について 2 その他	
配付資料	1 令和4年度産業別最低賃金決定状況（全国・ランク別）自動車小売業関係	

○ 松枝部会長

皆様おはようございます。定刻にはまだ少しお時間ありますが、本日出席予定の皆様方が既に揃っておりますので、始めさせていただきたいと思っております。ただ今から、第2回鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会を開催いたします。

議事に入る前に、本専門部会の成立について、事務局よりご報告願います。

○ 勝田賃金室長

本日の専門部会の成立についてご報告いたします。専門部会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないと規定されております。

本日の専門部会は、公益委員3名、労働者代表委員2名、使用者代表委員2名の合計7名の委員にご出席いただいております。定足数を満たし、有効に成立しておりますことをご報告いたします。

○ 松枝部会長

ありがとうございました。それでは、会が成立しておりますので、これより審議に入ります。その前に、事務局から本日の資料をご説明いただけますでしょうか。

○ 松下賃金室長補佐

本日の資料について、ご説明いたします。

資料1は、令和4年度自動車小売業関係の全国における産業別最低賃金決定状況でございます。

昨日現在の結審状況について、掲載しております。目安ランクは、地域別最低賃金のAからDまでのランク別にしております。

掲載項目は、左から順に、改正後の金額と改正前の金額、そして、引上額と引上率となっております。その横に、本年度の県最賃改正額の時間額と引上額を掲載しております。さらに、その横に、効力発生日を掲載しております。最後が備考欄となっております。自動車小売り関係でも、適用が若干異なっておりますので、その旨を備考欄に記載しております。

昨日現在で、結審している局は、Aランクでは、埼玉局です。埼玉局が30円アップの1,018円で結審しています。

Bランクでは、兵庫局が33円アップの963円で結審しています。

Cランクでは、宮城局が28円アップの946円、福岡局が28円アップの987円で結審しています。

Dランクでは、秋田局が28円アップの897円、島根局が28円アップの932円、宮崎局が32円アップの890円で結審しています。

また、専門部会では結審しているものの、最低賃金審議会令第6条第5項の適用がないため、今後本審の開催を待って結審することとなる局が1局ございます。青森局が、29円アップの919円で結審する予定です。

なお、千葉局、愛知局、大阪局、京都局、奈良局、沖縄局の6局につきましては、本年度の改正については、必要性なしとの結論に至っております。

説明は、以上でございます。

○ 松枝部会長

ありがとうございました。ただ今の説明について、ご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

○ 松枝部会長

それでは、審議に入らせていただきます。

今回は、労使双方から本年度の改正審議に当たっての基本的な考え方について述べていただきました。

前回の双方の主張をまとめますと、まず、労側からは、公正競争が担保される環境の必要性の高まりや産業構造の変化、労働力人口の減少に伴う産業間の人材獲得競争の激化などに鑑みれば、特定最賃の意義や必要性はむしろ高まっている。また、特定最賃は、関係労使のイニシアティブにより設定するとの趣旨からも、企業内最賃は、より尊重されるべきである。自動車（新車）小売業で働く労働者の半数近くは、自動車（新車）小売業の最賃が賃金の底支えになっているところからも特定最賃を引上げることにより組織労働者と未組織労働者、正規労働者と非正規労働者の賃金格差を是正し、雇用形態の多様化に対応した処遇を目指していかなければならない。また、自動車（新車）小売業を支えているのは、そこに働いている人であるということで労働の質の高さに相応しい労働条件を実現していく必要がある。人材確保のためには、労働条件の向上や働き方の改善が不可欠であるという主張がなされました。

これに対して、使側からは、使用者側も人が大事であるということは一致しており、従業員の方々が働き甲斐をもって安定的に働いてくれることで業界は成り立っていると理解はして

いる。加えて、地域別最賃金は、過去類を見ない状況にあることは認識している。一方で、自動車の販売状況は、今年に入って前年割れが続いており、半導体不足等により納期遅れも相当数ある。自動車小売業には、特定の技術を持った方もいるが、一般的な事務職の方も相当数いることから、地域別最低賃金との差が現状 50 円以上ついており、経営上厳しい状況にもある。鹿児島県は、離島も抱えており、県内一律であげると離島の経営を圧迫する恐れもある。経営者としてこれからも、人を採用していくとを考えると、地域別最賃の状況に応じて上げていきたいが、このような厳しい経営状況もあるという主張がなされました。

それでは、本日は先ず、前回の主張に追加して、双方から追加の主張がございましたら、どなたからでも結構ですので、ここで発表していただければと思いますが、いかがでしょうか。白石委員お願いいたします。

## ○ 白石委員

皆様方には、資料を2つ、全体の説明と月例経済報告の内閣府が表紙にあります2種類を配らせていただきました。よろしくお願いいたします。

最初に、内閣府の経済状況についてです。9月30日発表された令和4年度9月の月例報告には、全体として景気は緩やかに持ち直しているということ。個人消費も緩やかに持ち直す。設備投資も持ち直して、そして輸出も横ばいということで雇用情勢も持ち直して、消費者物価も上昇しているということが書いてございます。

そして、県内の雇用状況については、9月30日に鹿児島労働局の発表によって、求人の動きが続いているものの新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響については引き続き注視が必要であるということ。有効求人倍率は、前回の1.38倍から1.34倍と0.04ポイント減少はしているものの、全国平均1.32倍より高い水準で推移しており、地域ごとにも顕著に推移している。こここのところ鹿児島県の経済も持ち直しと上昇のところにあるということです。

特に、労働局のホームページより全国、鹿児島県、各ハローワークがあるところを出ている資料を添付していますので、よろしくお願いいたします。

次に、消費者物価については、全体的な物価の流れということを頭において今年度はやらないといけないということで提示させていただきました。令和4年度の地賃の方で見ると、6月の消費者物価指数の持ち家の帰属家賃を除く総合はプラス2.8%、総合でプラス2.4%、生鮮食料品を除く総合でプラス2.2%、生鮮食品及びエネルギーを除く総合でプラス1.0%となっています。また、基礎的選択的支出項目指数は4.4%と高くなっております。急激な物価上昇が働く者の生活に影響を与えているというようなことがわかると思っております。物価も、9、10月と月が替わるごとに上がっている品数が増えていることもニュースなどでお分かりかと思っております。

新卒者の県内内定率ですが、コロナ禍で例年より上向きですが、新規学卒者10年のデータを見ると半数近くが県外へ就職している。働く人たちの人口減をどう食い止めるか、県全体でもありますし、その中で産業界において優越的なところで頑張っていないと人の流れは止められないのではないかとということで表記させていただきました。

住民基礎台帳の連合で作ったデータですが、地域別に見た場合、A Bランクは人が集まり、C D、特にDランクは人が減っている。特に、若者は減っていくという状況で示させていた

だいております。

次に、県内物価指数についてですが、使側の方からもありましたが、離島を含んでいるということで離島の賃金のことです。現在、物価が上がっているが、例年離島は物価が高くなっているところをご理解していただきたい。本県と離島では、灯油 18 リットルで 388 円、レギュラーガソリン 1 リットル 15 円、軽油 1 リットル 22 円、牛乳 1 リットル 30 円と県内と比べて物価が高くなっている。物価が上がっても賃金が上がらなければ生活が益々苦しくなり、離島から鹿児島へ、鹿児島から関東・関西へと流れがでてくるのではないかと考えております。

高卒初任給では、令和 3 年度で高卒男子が 172,000 円、令和 4 年度で 175,000 円、女子が 165,000 円から 168,000 円と男女ともに 3,000 円アップしております。高卒初任給の 90%水準へ引上げるには、172,000 円を 145.6 時間で割って時間換算しております。なぜ 145.6 時間で割ったかといいますと、月額賃金算出にあたっては、法定労働時間の 173.8 時間を使用していますが、実態とかけ離れていことから、一般的な働き方をもとに算出する必要があります。鹿児島県の毎月勤労統計調査の令和 3 年度の平均として、規模 5 人以上で 139.9 時間、規模 30 人以上で 145.6 時間ですので、145.6 時間を使用して計算しています。これで計算すると、男子の場合で 1,202 円、これに 0.9 をかけますと 1,082 円になります。現状の 872 円から差し引くと 210 円不足している。同様に、女子で 166 円不足しているところ。直近の状況で見ますと、2022 年度の地賃は 853 円で引上げ率 3.90%、影響率は 20.36%、2021 年度、2020 年度、2019 年度の地賃との比率は、106.21、106.81、106.84 となっております。2021 年度の水準を維持するためには、853 円×1.0621 で 906 円となり、906 円から 872 円を引くと 34 円となり、水準でいうと 34 円は必要でないかと考えております。同様に、2022 年度では、宮崎が 32 円上がって 890 円ですが、労働局と同じ資料になり説明がありましたので省かせていただきます。

最後に、影響率を見ると、32 円から 34 円で影響率が 3.21%で 90 人、35 円から 37 円は同率の 3.24%で 91 人、38 円になると 3.57%で 100 人、39 円から 40 円は 3.78%で 106 人、41 円は 3.85%で 108 人、42 円から 46 円は 3.89%で 109 人になります。

物価の高騰、労働力人口の減少に伴う産業間の人材確保競争の激化などを鑑みて、特定最賃の意義や必要性はむしろ高まっていることからその重要性を再認識し産業発展にむけて、人への投資は必要不可欠であると考えております。総合的に勘案して、今年度は 40 円引上げて 912 円を求めたいと思います。

最初で説明がありましたが、技術職だけでなく事務職について資料は添付していないが現在調べている段階で事務職が極端に下がっているわけではなく、奄美、熊毛、徳之島で一般事務職のパートの募集も底辺ではないことも確認したので、もしありましたら次の時にでも各ハローワークの事務職の提示をしたいと考えております。

地賃とは考え方が違いますが、産業自体として今後物価高も考えて一番は働き手がいなくなるということを労使ともに考えていくのか。最後の労働局最低賃金資料にもありますが、今年度は電子部品等の審議がないので、自動車（新車）小売業の 872 円を今後協議して改正されれば表示もかわる。最低賃金を産業自体でアピールするということを労使ともに考えていながら自動車産業が県を引っ張っていくことも踏まえてやっていけたらと考えております。

最後に、人口が少なく働き手が少ないところで日本の賃金が低い、鹿児島地の賃のことを考えると、今 鹿児島に外国人労働者が来ているが今後もまた日本に呼べるのか、その中で最低賃金の A ランクに集中して D ランクには来てくれるのか。働き手の確保も踏まえて、県全体では地賃、特定最賃になると産業間で労使ともに、人への投資ということでやっていけないといけないと思っています。よろしく願いいたします。

○ 松枝部会長

ありがとうございます。

労側からは景気の持ち直し、また急激な物価上昇、県外に学卒者の半数が流失しているところで、働き手の確保の観点からは待遇改善が急務ではないかというお話があり、また、地賃との比率を考えたところでプラス 34 円、さらに物価上昇を総合的に勘案したところで、今現在の主張としましては、40 円を引き上げた 912 円のご説明がございました。

これに対しまして使側の方からもお願いできますでしょうか。

○ 小原委員

わかりやすい資料とご説明ありがとうございます。第 1 回目の会合で白石委員の答弁、松枝部会長の話がございましたが、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するという日本国憲法の考え方、最低賃金の意義、合わせまして鹿児島県の自動車（新車）小売業で働く労働者の皆様の半数近くが未組織企業で働いていて、自動車（新車）小売業の最賃が未組織労働者の方々、また、非正規労働者の方々の支えになっていること。労働の質の高さにふさわしい労働条件を実現し、人の意欲・活力高めていく必要があること等のご答弁をいただき、ご主旨に深く賛同いたします。

本日の資料の説明で、景気が緩やかに持ち直し、目先の物価高騰、離島の話、県最賃と産業別最賃との差より 6%~7%程度が妥当との軸を基にご提案 40 円引き上げの説明はよくわかりました。

上期が終わりまして中間決算で数字が出揃ってきていて、暦年の数字で新車登録台数が 9 月で前年比 89.7%、同じく鹿児島県が 89.6%、非常に厳しかった昨年をさらに大きく下回っている実績で進捗しています。コロナ前の水準 3 年前で比較しますと、概ね 2 割~3 割新車の販売台数はダウンしている。これは、生産減少に伴うものもあり実際売上も 2 割から 3 割ダウンしている状況で依然として厳しい状態であります。年々、コロナは良くなっていくと想像していたが、サプライチェーンがこんなに揺らぐとはどなたも想像していなかったと思うのですが、半導体不足により上期の赤字販社の割合がかなり高まっているのが必至な情勢というところでございます。また、これがいつまで続くのかということですが、自動車用の半導体需給逼迫が解消される時期は 2 年から 3 年先と信じたくないが今の状態が続くといわれています。新聞報道等では、巣ごもり需要のパソコン、ゲームが一巡して半導体の価格が下がり始めたという記事もありますが、身近に京セラ、熊本に T S M C の工場増設等があり段々良くなっていると思っていたが、メーカーと話をしていくと半導体の種類が違いパソコン等は自動車と比べて高性能で価格が高いため需要が飽和な状態だと半導体メーカーは営利団体なので高い半導体を作る。設備増強もそこ向けの設備を作っているそうです。自動車の半導体の供給量が増えていくには見えないという説明を受けております。少しでも好転するようにメーカーの努力を期待してい

るが、今のところは、数メーカーからも同様の声を聞いております。

前回の答弁にもありましたとおり、自動車（新車）小売業である企業には、様々な職種があり、事務職に限らず様々で技術の付加価値も様々であります。また、離島の見方に色々あるが離島の皆様の経済情勢労働情勢も考慮しながら決めていかないといけないこと。そうした抜本的問題があります。

私どもは、新車の長納期化が発生している。新車の売上が立たない状況、特に減少が顕著であるメーカー系でない販社の企業のみ代表としてここに居させていただいております。そのようなことを総合的に判断し考慮しながら考えなければならないと思っている。事前に協議をさせていただいていますが、厳しい半導体供給が追いつかない新車の増産がきかない、計画減産が恒常化してくるとというのが足元で起こっていて、悪くみると3年ぐらい続くことを想像すると、自動車（新車）小売業の業界が県最賃の上げ幅と同等ということはかなり厳しいハードルになると判断しております。物価高も個人的には気になっていて、従業員の皆様の暮らしに与える影響は配慮しなければならない。思いやっているいろんなことを決断しなければならないと思っております。

そこも踏まえて、昨年同様の25円引き上げ幅でご提案をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 松枝部会長

ありがとうございました。

ただ今、使側からは労側の基本的な考え方は理解しているうえで、全体的な景気というよりも自動車（新車）小売業がおかれている県内の企業情勢、半導体不足等による供給の遅れ、売上げが立たないという現状から鑑みると、県最賃と同等の上げ幅というのは支払い能力から考えてもかなり困難な話である。一方で、物価高というところも承知しているところで総合的に勘案して25円プラスの897円のご提案がございました。

双方の提示していただいた金額をもう一度まとめますと、労側が、現行額872円にプラス40円の912円、使側が、現行額872円にプラス25円の897円ということでした。

現段階では、労使各側から提示された金額には、15円の開きがございます。ただ今の金額提示につきまして、各側からのご意見やご質問等はございませんでしょうか。白石委員お願いいたします。

○ 白石委員

ご提示のほうありがとうございました。

小原委員のお話も聞きまして、地賃の時もですが本年度違っていることは物価高のところ、地賃の方もだいぶ話をしながらやってきました。昨年と同様というところもあるが、昨年と大きく違ったところは物価高で、特に離島を含んでいるところも言われましたので、私共のほうからは離島の物価も加味してもらいたいということで提示させてもらっています。やはり物価高を頭に置きながら協議していければと思います。

○ 松枝部会長

その他ご意見等ございませんでしょうか。

平場での審議では、まだ、双方の主張や金額に大きな隔たりがございます。

そこでお諮りします。ただ今から個別協議という形にさせていただいてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 松枝部会長

それでは、まず公益委員のみで一旦協議させていただきますので一旦ご退席お願いいたします。

(個別協議)

○ 松枝部会長

長時間、お待たせしました。それでは、審議を再開いたします。

労使各側からご意見を承りましたが、双方の主張には未だ隔たりがございます。よって本日の合意は、このまま続けても難しいと思っております。

産別最賃は、労使のイニシアティブによる合意に基づいて決定していくものでございますので、全会一致で決議することを申し合わせております。また、年内発効を目指すことも双方ご理解いただいているものと思っておりますので、このことも考慮いただきまして、できれば次回には、双方合意できますよう労使各側再度お持ち帰りの上、ご検討をいただきたいと思いますが、如何でしょうか。

(異議なし)

○ 松枝部会長

それでは、次回は、10月24日月曜日の午前10時から、会場は、本日と同じ建物の3階の第2会議室での開催となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後に議事録確認者を指名します。

労働者側は、白石委員に、使用者側は、小原委員にお願いいたします。

本日の専門部会は、これで閉会いたします。ありがとうございました。